吸収合併に関する事後開示書面

（簡易吸収合併／略式吸収合併）

２０２３年４月１日

中越パルプ工業株式会社

２０２３年4月１日

合併（吸収合併）に係る事後開示書面

中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長　植松　久

（吸収合併存続会社／会社法第８０１条第１項及び会社法施行規則第２００条に基づく事後備置書面）

中越パルプ工業株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社中越エステート（以下「中越エステート」といいます。）は、２０２３年1月３１日、当社及び中越エステートの各取締役会決議を経て、中越エステートを吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）契約を締結し、効力発生日を２０２３年４月１日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。本合併に関し、会社法第８０１条第１項及び会社法施行規則第２００条の規定に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本合併は、吸収合併消滅会社である中越エステートにおいては会社法第７８４条第１項の規定に基づく略式吸収合併、吸収合併存続株式会社である当社においては、会社法第７９６条第２項の規定に基づく簡易吸収合併となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第２００条第１号）

２０２３年４月１日

２．吸収合併消滅会社である中越エステートにおける会社法第７８４条の２、第７８５条、第７８７条及び第７８９条の規定による手続の経過（会社法施行規則第２００条第２号）

（１）会社法第７８４条の２の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

中越エステートの株主は当社のみであるため、会社法第７８４条の２の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

（２）会社法第７８５条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

中越エステートの唯一の株主である当社は、中越エステートの特別支配会社（会社法第４６８条第１項）に該当するため、同法第７８５条の規定による手続は行っておりません。

（３）会社法第７８７条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

中越エステートは、会社法第７８７条第１項第１号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

（４）会社法第７８９条の規定による手続の経過（債権者の保護）

中越エステートは、会社法第７８９条第２項に従い、２０２３年２月１４日付の官報により、中越エステートの債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行い、また、知れている債権者に対し本合併に対する異議申述の各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

３．吸収合併存続会社である当社における会社法第７９６条の２、第７９７条及び第７９９条の規定による手続の経過（会社法施行規則第２００条第３号）

（１）会社法第７９６条の２の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

本合併は簡易吸収合併（会社法第７９６条第２項）に該当するため、会社法第７９６条の２の規定による当社の株主による差止請求は認められておりません。

（２）会社法第７９７条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本合併は、当社において簡易吸収合併（会社法第７９６条第２項）に該当するため、会社法第７９７条第１項但書により、当社の株主には株式買取請求権が認められていません。したがって、当社において、会社法７９７条の規定による請求の手続はありませんでした。

（３）会社法第７９９条の規定による手続の経過（債権者の保護）

当社は、会社法第７９９条第２項及び第３項に従い、２０２３年２月１４日付の官報及び電子公告により、当社の債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いまし

たが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

４．吸収合併により当社が中越エステートから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第２００条第４号）

当社は、本合併の効力発生日である２０２３年４月１日をもって、中越エステートから、その資産・負債およびその他の権利義務一切を承継いたしました。

５．吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第２００条第５号）

吸収合併消滅会社である中越エステートの事前開示書面は、別添のとおりです。

６．吸収合併に係る変更登記をした日（会社法施行規則第２００条第６号）

２０２３年４月１０日（予定）

７．その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第２００条第７号）

該当事項はありません。

以上

（別添）

会社法第７８２条第１項に定める事前備置書面
（吸収合併に係る事前開示事項）

２０２３年2月１４日
株式会社中越エステート

２０２３年2月１４日

合併（吸収合併）に係る事前開示書面

株式会社中越エステート
代表取締役社長 森田　浩生

（吸収合併消滅会社／会社法第７８２条第１項第１号及び会社法施行規則第１８２条に基づく事前備置書面）

中越パルプ工業株式会社（以下「中越パルプ」といいます。）及び株式会社中越エステート（以下「当社」といいます。）は、２０２３年1月３１日、中越パルプ及び当社の各取締役会決議を経て、吸収合併契約を締結し、当社を吸収合併消滅会社、中越パルプを吸収合併存続会社とし、２０２３年４月１日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することといたしました。本合併に関する会社法第７８２条第１項第１号及び会社法施行規則第１８２条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本合併は、吸収合併消滅会社である当社においては会社法第７８４条第１項の規定に基づく略式吸収合併、吸収合併存続会社である中越パルプにおいては、会社法第７９６条第２項の規定に基づく簡易吸収合併となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第７８２条第１項第１号）

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第１８２条第１項第１号・同条第３項）

吸収合併存続会社である中越パルプと吸収合併消滅会社である当社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して、当社の株主に対して、中越パルプの株式その他金銭等の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第１８２条第１項第２号・同条第４項）

上記２のとおり、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第１８２条第１項第３号・同条第５項)

吸収合併消滅会社である当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第１８２条第１項第４号・第６項第１号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第１８２条第１項第４号・第６項第２号)

当社（２０２２年７月１日の商号変更前は、株式会社文運堂）は、２０２２年６月３０日、ショウワノートホールディングス株式会社の完全子会社である株式会社文運堂準備会社との間で、事業譲渡契約を締結し、２０２２年７月１日を効力発生日として、商号及び当社が運営する文具事業を譲渡いたしました。

７．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（吸収合併消滅会社の債権者であった者に対する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第１８２条第５号)

中越パルプの最終事業年度の末日（２０２２年３月３１日現在）の貸借対照表における資産の額は 112,435 百万円、負債の額は 70,826 百万円であり、また、当社の最終事業年度の末日（２０２２年３月３１日現在）の貸借対照表における資産の額は 2,157 百万円、負債の額は 1,703 百万円であり、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。

また、中越パルプ及び当社において、同日から本合併の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼす事象の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

そのため、効力発生日以後も、中越パルプの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本合併の効力発生日以後における中越パルプの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



（別紙１）

合併契約書

中越パルプ工業株式会社（以下「甲」という。）と株式会社中越エステート（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社）

１　甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

２　本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

（１）　吸収合併存続会社（甲）

商号　中越パルプ工業株式会社

住所　東京都千代田区内幸町１丁目３番２号

（２）　吸収合併消滅会社（乙）

商号　株式会社中越エステート

住所　東京都千代田区内幸町１丁目３番２号

第２条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第３条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第４条（増加すべき資本金及び準備金）

本合併は無対価合併であるため、本合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第５条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は２０２３年４月１日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

第６条（会社財産の引継ぎ）

乙は、２０２２年３月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律

関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第７条（合併承認）

１　甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易吸収合併、乙にとって略式吸収合併の要件を満たすことを相互に確認する。

２　甲及び乙は、本契約の締結までに、それぞれ取締役会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を行ったことを確認する。

第８条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、相手方の同意を得てこれを行う。

第９条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、合意により本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第１０条（本契約の効力）

１　本契約は、第７条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

２　本契約は、会社法第７９６条第３項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知した場合には、その効力を失う。

第１１条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第１２条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

２０２３年1月３１日

甲：東京都千代田区内幸町１丁目３番２号
中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長　植松　久

乙：東京都千代田区内幸町１丁目３番２号
株式会社中越エステート
代表取締役社長　森田　浩生

（別紙２）

（添付書類）

事 業 報 告 （2021年４月１日から2022年３月31日まで）

1. 企業集団および当社の現況

（1）企業集団の主要な事業内容（2022年３月31日現在）

区　分	主 要 な 事 業 内 容
紙・パルプ製造事業	一般洋紙、包装用紙、特殊紙、板紙及び加工品原紙、パルプの製造並びに販売
発電事業	売電事業
その他の事業	紙加工品の製造並びに販売、造林・緑化事業及び木材チップ、薬品の製造並びに販売、運送業、建設業、倉庫業、ナノフォレスト事業等

（2）企業集団の主要な営業所および工場（2022年３月31日現在）

① 当社

本　社	東京本社（東京都千代田区） 高岡本社（富山県高岡市）
支社・営業所	大阪営業支社（大阪府大阪市） 名古屋営業所（愛知県名古屋市） 福岡営業所　（福岡県福岡市） 北陸営業所　（富山県高岡市）
工　場	川内工場（鹿児島県薩摩川内市） 高岡工場（富山県高岡市） 生産本部　二塚製造部（富山県高岡市） ナノフォレスト事業部製造課（鹿児島県薩摩川内市）

② 子会社

連結子会社	三善製紙株式会社（石川県金沢市） 株式会社文運堂　（東京都渋谷区） 中越緑化株式会社（富山県高岡市） 中越物産株式会社（鹿児島県薩摩川内市） 中越ロジスティクス株式会社（富山県高岡市） 中越テクノ株式会社（富山県高岡市） 共友商事株式会社　（東京都千代田区） 中越エコプロダクツ株式会社（富山県高岡市）

③ 関連会社

持分法非適用会社	○＆Ｃアイボリーボード株式会社（東京都中央区） ○ＣＭファイバートレーディング株式会社（東京都中央区） ○＆Ｃペーパーバッグホールディングス株式会社（東京都中央区）
○＆Ｃペーパーバッグホールディングス株式会社傘下子会社（持分法適用会社）	中越パッケージ株式会社（東京都文京区） 中部紙工株式会社（愛知県半田市） 王子製袋株式会社（東京都中央区） 王子包装（上海）有限公司（中国） Japan Paper Technology（Viet Nam）Co.,Ltd.（ベトナム） Japan Paper Technology Dong Nai（VN）Co.,Ltd.（ベトナム）

（3）企業集団の従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ製造事業（発電事業含む）	826名	13名減
その他の事業	539名	26名減
合　計	1,365名	39名減

（注）発電事業につきましては、紙・パルプ製造事業と兼任しているため紙・パルプ製造事業に含めて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
779名	15名減	45.1才	23.0年

(4) 重要な子会社の状況（2022年３月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
三善製紙株式会社	100	100.0	洋紙の製造及び販売
株式会社文運堂	96	100.0	紙製品の製造及び販売
中越緑化株式会社	58	100.0	造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売
中越物産株式会社	80	100.0	運送業、造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売、紙加工業
中越ロジスティクス株式会社	55	100.0	運送業及び紙加工業
中越テクノ株式会社	20	100.0	各種機械類の設計施工及び修理
共友商事株式会社	10	100.0	保険代理業

（注）資本金および出資比率の単位未満は切り捨てて表示しております。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

新型コロナウイルス感染症により急激に落ち込んだ紙の需要は、ワクチン接種の進展に伴う行動制限緩和による景気の持ち直しに期待感が高まるなか、回復の動きが見られたものの先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境下、当社グループは、新型コロナウイルス感染症収束後も、引き続き紙需要の減少が予想されるなか、強固な収益基盤を築き上げるために、また、企業の社会的責任として持続可能な社会を実現するために、経営理念のもと2030年に目指す姿として「ビジョン2030」を定めるとともに、当期を初年度とする「中期経営計画2025」を策定し、「既存事業の構造転換」「森林資源を活用した環境投資、環境ビジネス推進」の実現に向けた取り組みを開始しました。

当期の営業成績は、コロナ禍での経済活動回復による紙需要増加を背景に国内拡販・輸出販売強化に取り組むとともに、世界的なパルプ市況の回復を背景に製品パルプの販売強化にも取り組みました。

また、発電事業における安定操業や効率化の追求による製造コストの縮減、不採算事業の見直しなど既存事業の発展・強化に努めるとともに、新規事業分野であるナノフォレスト事業や中越エコプロダクツ事業の早期事業化に注力しました。

以上の結果、売上高は90,104百万円と前期に比べ8,166百万円の増収となりました。

収益面では、安定操業や徹底したコスト削減対策に努めたことで、2,352百万円の営業利益（前年同期は347百万円の営業損失）、3,077百万円の経常利益（前年同期は319百万円の経常損失）となりました。

上記に加え、当期は「中期経営計画2025」で掲げる「既存事業の構造転換」のために実施する高岡工場６号抄紙機の停機に係る減損損失や撤去費用の引当金などを特別損失として計上したことなどで、1,268百万円の親会社株主に帰属する当期純利益（前年同期は1,052百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

各事業部門別売上高および利益の状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	報告セグメント			その他	合計
	紙・パルプ製造事業	発電事業	計		
外部顧客への売上高	75,429	6,450	81,880	8,224	90,104
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,730	-	3,730	10,954	14,684
計	79,159	6,450	85,610	19,179	104,789
セグメント利益	1,301	717	2,018	246	2,264

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

紙・パルプ製造事業

連結売上高
79,159百万円
(前年同期比12.2%増)

連結営業利益
1,301百万円
(前年同期は2,150百万円の連結営業損失)

印刷情報用紙分野で輸出数量増加による販売確保に努めました。また、ワクチン接種の進展による行動制限緩和で包装用紙、板紙分野は回復基調に転じたこと、パルプ販売を促進したことで増収増益となりました。

売上高

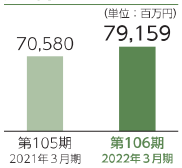

営業利益

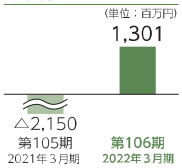

発電事業

連結売上高
6,450百万円
(前年同期比9.5%減)

連結営業利益
717百万円
(前年同期比54.1%減)

安定操業に努めましたが、紙生産数量の増加に伴う売電量の減少や、燃料価格の上昇などの影響で減収減益となりました。

売上高

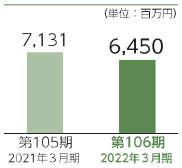

営業利益

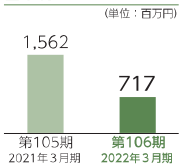

その他の事業

連結売上高
19,179百万円
(前年同期比11.8%増)

連結営業利益
246百万円
(前年同期比77.3%増)

紙・パルプ製品の販売数量増加による工場稼働率向上で、紙断裁選別包装・運送事業等の紙・パルプ製造事業を補助する「その他の事業」は増収増益となりました。

売上高



営業利益

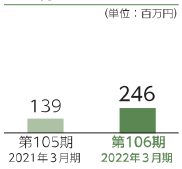

(2) 資金調達の状況

当期におきましては、効率的な資金の運用強化と借入金の圧縮に努めてまいりました。

(単位：百万円)

区　　分	第106期（当期末）	第105期（前期末）	増　　減
短期借入金	27,328	30,568	△3,240
長期借入金	20,442	22,796	△2,353
合　　計	47,771	53,364	△5,593

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は5,533百万円となりました。主な設備投資は次のとおりで、新規事業、収益性の向上および生産性を維持するための工事を行っております。

①当期中に完成した主要設備

川内工場	６号回収ボイラ	水冷壁更新第一期工事
高岡工場	４号回収ボイラ	炉底水管更新工事

②当期継続中の主要設備

中越エコプロダクツ㈱　マプカ新工場　建設工事

3. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移
(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分	第106期（当期）(2021年4月1日 2022年3月31日)	第105期 (2020年4月1日 2021年3月31日)	第104期 (2019年4月1日 2020年3月31日)	第103期 (2018年4月1日 2019年3月31日)
売上高 (百万円)	90,104	81,938	95,140	96,716
経常利益又は損失（△） (百万円)	3,077	△319	1,985	121
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失（△） (百万円)	1,268	△1,052	919	721
1株当たり当期純利益又は純損失（△） (円)	95.02	△78.85	68.85	54.04
純資産 (百万円)	48,620	47,455	48,464	48,461
総資産 (百万円)	122,029	123,490	120,833	123,646

（注）1．百万円未満は切り捨てて表示しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

［ご参考］

■ 売上高（百万円）

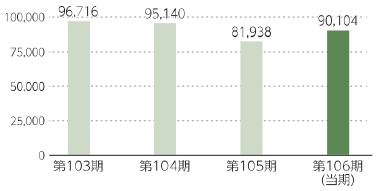

■ 経常利益又は損失（△）（百万円）

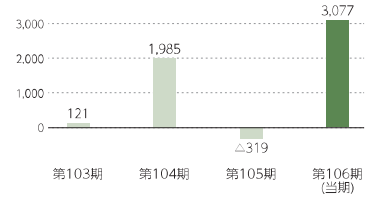

■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失（△）（百万円）
— 1株当たり当期純利益又は純損失（△）（円）

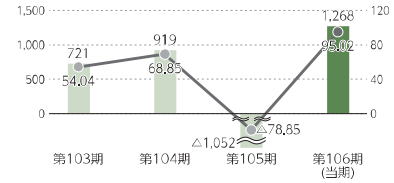

■ 総資産（百万円）
■ 純資産（百万円）

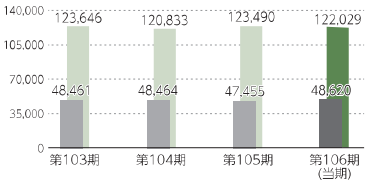

25

第103期は、中期３ヶ年計画「フォワード304」をスタートさせました。グループ事業領域の再構築のほか、紙・パルプ事業部門における収益基盤の発展強化、セルロース・ナノファイバーの事業展開や合弁事業による新規事業にも積極的に取り組み始めました。新聞用紙、印刷情報用紙の需要減少が進むなか、製品価格の復元、製品パルプのラインナップの拡充などに取り組んだ結果増収となりました。原燃料価格の高騰や高板・加工原紙事業の品質確立の遅れなどにより収益を圧迫しましたが、前年に比べ増益となりました。また当期は投資有価証券の一部を売却しました。

第104期は、期の後半にかけて風水害による経済打撃や国内景気の成長鈍化、加えて新型コロナウイルス感染症拡大などの影響で生産・販売が減少した結果、減収となりましたが、製品価格の復元効果の維持や市況動向を注視したパルプ事業の推進、脱プラスチック社会に向けた高板・加工原紙事業の収益体制の構築に取り組んだ結果、増益となりました。最終損益は、固定資産の除却損や株式市場の低迷の影響による投資有価証券の評価損を計上し、その他税金費用等を差し引いた結果、増益となりました。

第105期は、中期３ヶ年計画「フォワード304」の達成年度として収益基盤の構築に邁進する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気減退の影響を受けて紙・パルプ事業は減収を余儀なくされました。収益面ではコスト削減対策を推進し、損失の削減に努めましたが、販売減少の影響を吸収できず経常損失となりました。また休止中の高岡工場５号抄紙機の減損損失を特別損失として計上したことなどもあり、当期純損失となりました。

第106期（当期）は、前記「2.(1) 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

26

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区　分	第106期（当期）(2021年4月1日 2022年3月31日)	第105期 (2020年4月1日 2021年3月31日)	第104期 (2019年4月1日 2020年3月31日)	第103期 (2018年4月1日 2019年3月31日)
売上高 (百万円)	84,532	76,644	89,140	90,728
経常利益又は損失(△) (百万円)	2,452	△577	1,596	△500
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	854	△1,204	654	172
1株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	63.98	△90.22	49.00	12.91
純資産 (百万円)	41,609	40,918	42,205	42,400
総資産 (百万円)	112,435	114,297	112,884	116,629

(注) 1．百万円未満は切り捨てて表示しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 対処すべき課題

2022年度（第107期）の取り組み

当社グループは、昨年度「中期経営計画2025」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めています。

2年目となる2022年度は、収束の目処がたたない新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、円安の進行や国際紛争による原燃料価格の急騰、資源調達問題の発生など様々なリスクが事業環境に影響をおよぼすことが予測され予断を許さない状況が見込まれます。

このような状況下、収益基盤の強化と収益毀損の防止を念頭に、以下の諸施策についてグループを挙げて取り組んでまいります。

安全・環境・品質・コンプライアンスの取り組み

すべてのステークホルダーから「愛され信頼される企業」となるべく、「完全無災害」「環境管理値の遵守」「顧客最優先の品質管理」「コンプライアンスの推進と徹底」を基本とする事業活動を展開し、企業価値の維持向上に努めます。

収益基盤の強化

・紙製品の販売強化
　原燃料価格の高騰に応じた、適正価格への是正を進めるとともに、新規販路の開拓を展開し、売上高、売上数量の獲得による収益確保に努めます。
・原材料調達コストの削減
　海外産木材チップと比べ価格的に優位である国内産木材チップの増集荷体制の構築と、製紙工程で使用する薬品など諸資材の安価品へのシフトによるコスト削減を推進します。
・製造コストの削減
　製造工程における効率向上、安定操業実現による製造コストの圧縮に努めます。

「中期経営計画2025」の取り組み

・既存事業の構造転換
　紙パルプ事業の再構築として進めている、高岡工場6号抄紙機停機の2022年9月末実施を目指すとともに、家庭紙マシンの建設に向けた準備を鋭意進めていきます。
・グループ関係会社事業の収益力強化
　他社商権譲受による販売の強化、文具事業の整理など選択と集中による収益力強化の取り組みを推進します。
・環境投資・環境ビジネスの推進
　ナノフォレスト事業においては畜産（養鶏）向け資材の販売強化とともに、高機能ＣＮＦパイロットプラント建設の検討推進、新規分野への利用拡大に引き続き取り組みます。
　また、脱プラスチック社会の実現に向けた取り組みとして中越エコプロダクツ製造工場の早期稼働を目指します。

これらの取り組みにより2022年度（第107期）の売上高は101,000百万円、営業利益は1,500百万円、経常利益は1,700百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,100百万円を見込んでいます。

中期経営計画の取り組み

・「ビジョン2030」と「中期経営計画2025」について

当社グループは、2030年に目指す姿を「ビジョン2030」として掲げており、既存事業の発展・環境ビジネスの発展・イノベーションにより、森林資源の有効活用を通した循環型社会の構築と、持続可能な未来の実現に取り組みます。またカーボンニュートラル社会の実現に向けて、事業活動におけるCO_2排出量削減の新たな目標に向けた取り組みを進めています。

当社が描く循環型社会構築のイメージ

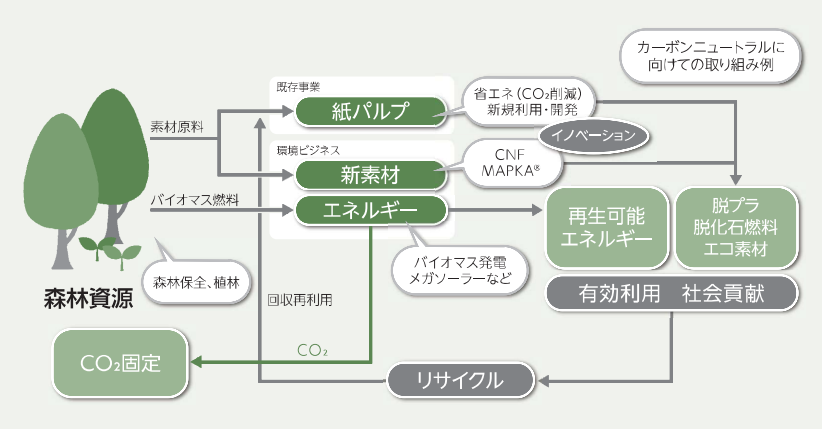

・「中期経営計画2025」について

「ビジョン2030」の実現に向けて、「既存事業の構造転換」「森林資源を活用した環境投資・環境ビジネス推進」を柱とした「中期経営計画2025」の取り組みを進めています。

「既存事業の構造転換」では、グラフィック用紙の需要減少への対応として高岡工場６号抄紙機の停機による印刷情報用紙の生産集約を図ります。また、コロナ禍で高まった家庭紙分野の需要は今後成長が期待できる分野であることから家庭紙分野へ新規参入します。さらに事業領域拡大としてパルプの増産、販売強化に取り組みます。グループ事業においては、他社商権の譲受による販路拡大、文具事業の整理など選択と集中による収益力の強化を目指します。

「森林資源を活用した環境投資・環境ビジネスの推進」においては、新素材ＣＮＦ実用化の加速や、脱プラスチックへの対応として新素材マプカを製造する中越エコプロダクツ事業の早期事業化を目指します。また、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、新たな木質バイオマス発電設備の設置、既存ボイラーの脱石炭、植林事業の検討を進めます。

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
①既存事業の構造転換	(1)-Ⅰ 6号マシン停機		生産集約	6号マシン停機（22年9月末）		
	(1)-Ⅱ 家庭紙マシン新設		設備導入決定	設置	稼働（23年12月予定）	
	(1)-Ⅲ 事業領域拡大			パルプ増産　販売強化		
				脱プラ需要など紙の新規利用の拡大		
				●2021年度：紙パルプ拡大領域4%増（2020年度比）		
	(2) 関係会社収益力強化		営業権譲受完了	・文具事業整理協議中		
②森林資源を活用した環境投資・環境ビジネス推進	Ⅰ CNF実用化・開発加速			高機能CNFパイロットプラント稼働		
				nanoforestの新たな分野への利用拡大		
				●2021年度：鶏舎環境改良資材発売・ボディウォッシュ,ミルクへの採用		
	Ⅱ 中越エコプロダクツ			中越エコプロダクツ製造設備稼働予定		
	Ⅲ 木質バイオマス発電（検討）		検討		設置	稼働予定
	Ⅳ 既存ボイラー脱石炭		削減取り組み中			
			●2021年度：11%削減（2019年度比）			
	Ⅴ 植林事業（検討）		2030年度までに1,000haの植林を検討中			

・事業ポートフォリオ・環境目標・収益目標について

○事業ポートフォリオ

バイオマス発電を主力とするエネルギー事業、ＣＮＦや中越エコプロダクツ事業を中心とする「環境ビジネス事業」の強化、紙パルプ事業では家庭紙分野、製品パルプなど成長が期待できる分野へ集中することで、収益の安定化を図ります。

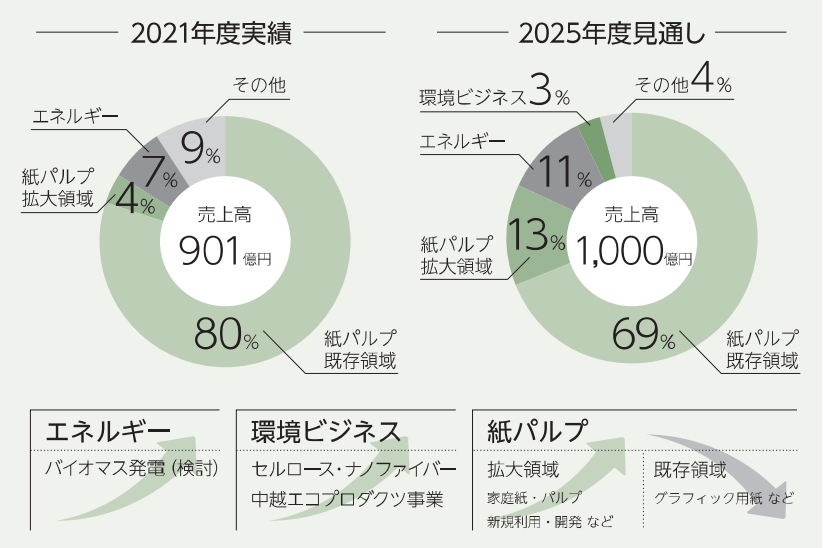

○2030年度環境目標

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、製造工程における化石燃料由来のCO_2排出量を2030年度までに50%削減（2013年度比）する。

○2025年度収益目標

	2021年度実績	2025年度（目標）	差　異
営業利益	24億円	40億円	16億円
ＲＯＥ	2.6%	５%以上	2.4%

5. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2022年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植　松　　久	営業本部管掌
常務取締役	福　本　亮　治	経営管理本部長、内部監査室・東京事務所管掌
取締役	三　浦　　新	資源対策本部長
取締役	要　堺　由　隆	生産本部長、高板・特殊用紙特命担当、開発本部管掌
取締役 (常任監査等委員)	小　林　　敬	（常勤）
取締役（社外） (監査等委員)	杉　島　光　一	公認会計士、税理士
取締役（社外） (監査等委員)	山　口　敏　彦	弁護士

（注）１．当期中の取締役の異動
（１）2021年６月23日就任
常務取締役　福本　亮治
取締役　要堺　由隆
（２）2021年６月23日退任
取締役　地蔵　繁樹

２．取締役（監査等委員）杉島光一氏、山口敏彦氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．監査等委員杉島光一氏は、公認会計士として長年に亘り会計監査業務をはじめ、事業再編、内部統制構築等に関するアドバイザリー業務など様々な活動に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有するものであります。また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

４．監査等委員山口敏彦氏は、弁護士として高度で幅広い知見を有しており、豊富な実務経験と専門的知見を活かして監査等委員としての職務を果たしております。また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５．取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室との連携を充実させ、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、常任（常勤）の監査等委員を選定しております。

６．責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役（監査等委員）杉島光一氏および山口敏彦氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

7．役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる第三者訴訟および株主代表訴訟の損害額等を当該保険契約により補填することとしています。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む）および執行役員であり、すべての保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を、2021年２月26日開催の取締役会において決議いたしました。

イ）決定方針の内容の概要

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の安定的・持続的な向上を図るための報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的な報酬については、各取締役の職責に応じた固定報酬を支払うこととする。

２．取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定めた内規に基づいて決定するものとする。

３．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬等の内容の決定については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は代表取締役社長が、会社の業績や経営内容、職責および考課等を総合的に勘案して、内規に定めている一定の基準に従い、取締役の個人別の報酬額を決定することとする。

ウ）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会および取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長植松　久が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限は、会社の業績や経営内容、職責および考課等を総合的に勘案して、内規に定めている一定の基準に従い決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況等を客観的かつ的確に捉えつつ、各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は2016年６月28日開催の第100期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年６月28日開催の第100期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取　締　役 （監査等委員である取締役を除く。）	5	115
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 （2）	36 （13）
合　　計	8	152

（注）１．百万円未満は切り捨てて表示しております。
２．上記には、2021年６月23日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア）取締役会および監査等委員会への出席状況

地 位	氏 名	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
社外取締役 (監査等委員)	杉 島 光 一	14回開催中 14回出席 出 席 率 100%	13回開催中 13回出席 出 席 率 100%
社外取締役 (監査等委員)	山 口 敏 彦	14回開催中 14回出席 出 席 率 100%	13回開催中 13回出席 出 席 率 100%

(注) 取締役会出席回数は2021年度に開催された取締役会への出席回数であります。
上記のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

イ）取締役会および監査等委員会における発言状況

・杉島光一氏は取締役会においては、長年に亘る公認会計士としての豊富な経験と、他会社の社外取締役として培われた見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適確な助言、提言を行っております。
　監査等委員会においては、幅広い知見を活かして監査等委員会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適宜、適切な発言を行っております。
・山口敏彦氏は取締役会においては、弁護士としての法律に関する高度な知見と経験とコンプライアンスに関する高度な知見を活かして、取締役会の意思決定の適法性、妥当性、適正性を確保するための適確な助言、提言を行っております。
　監査等委員会においては、専門的な見地から監査等委員会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適宜、適切な発言を行っております。

ウ）社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・杉島光一氏には、公認会計士としての豊富な経験や知見に加えて、他会社の社外取締役としての豊富な経験を活かし、経営の意思決定に客観的な視点で携わっていただき、妥当性・適正性を確保するための的確な助言・提言をいただいております。
・山口敏彦氏には、法律に関する高度な知見と他会社の社外監査役としての豊富な経験をもって、当社の経営に参画していただき、経営の意思決定における適法性、妥当性、適正性の観点から的確な助言・提言をいただいております。

6. 会社の株式に関する事項 (2022年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　45,000,000株
(2) 発行済株式の総数　13,354,688株
　(自己株式　4,314株含む)
(3) 株主数　8,720名 (対前期末比　612名の増)
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
王子ホールディングス株式会社	2,753	20.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	929	6.96
日本紙パルプ商事株式会社	710	5.32
株式会社北陸銀行	573	4.29
新生紙パルプ商事株式会社	564	4.23
国際紙パルプ商事株式会社	534	4.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	416	3.12
株式会社みずほ銀行	401	3.00
農林中央金庫	401	3.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	299	2.24

(注) １．持株数の千株未満および持株比率の単位未満は切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

7. 主要な借入先 (2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
農林中央金庫	10,300
株式会社みずほ銀行	9,655
株式会社北陸銀行	9,302

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	37百万円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	37百万円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況および報酬見積りについて、過年度の実績等を勘案し、その妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性・専門性および内部統制体制、監査計画、監査の方法と結果など職務執行の状況について審議の上、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値と企業価値の持続的向上を目指し、業績の状況や企業体質の強化ならびに今後の事業展開等を勘案しながら充分な株主資本の水準を維持するとともに、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

現段階において、経営責任の明確化と経営の透明性を確保するためにも株主総会において、剰余金の配当等の決議を諮ることが適切であると考えておりますので、当社は、定款に会社法第459条第１項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりません。

これからも株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

10. 取締役会の実効性の評価

当社は、取締役会のさらなる機能の向上と実効性を確保することを目的として、取締役全員（監査等委員を含む）を対象に、第三者機関による自己評価アンケートを実施しております。

全般的なコーポレートガバナンスの分析・評価を行うため、取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能、取締役のパフォーマンス、取締役に対する支援体制、トレーニング、株主や投資家との対話、自身の取り組み、監査等委員会などの観点に基づくアンケートを実施しました。

アンケートの結果について取締役会で報告・検証を行った結果、取締役会の実効性は適切に確保されていると判断しております。

一方で抽出された課題については、取締役会の機能強化に向けて取り組むべき課題であるとの認識を共有いたしました。

本評価の結果を踏まえ、十分な検討と議論を深めながら、課題解決に向けた取り組みを順次進めることで、取締役会のさらなる実効性の確保と、コーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**53,301**	**流動負債**	**46,569**
現金及び預金	14,861	支払手形及び買掛金	12,979
受取手形及び売掛金	22,720	短期借入金	27,328
商品及び製品	8,124	リース債務	23
仕掛品	492	未払法人税等	493
原材料及び貯蔵品	4,539	賞与引当金	512
その他	2,564	その他	5,232
貸倒引当金	△2	**固定負債**	**26,839**
固定資産	**68,707**	長期借入金	20,442
（有形固定資産）	**(52,688)**	リース債務	60
建物及び構築物	16,539	退職給付に係る負債	5,631
機械装置及び運搬具	26,007	固定資産撤去費用引当金	320
土地	7,596	環境対策引当金	159
建設仮勘定	1,984	関係会社事業損失引当金	47
その他	560	事業構造改革引当金	60
（無形固定資産）	**(386)**	その他	118
無形固定資産	386	**負債合計**	**73,408**
(投資その他の資産)	**(15,632)**	（純資産の部）	
投資有価証券	8,256	**株主資本**	**48,015**
関係会社長期貸付金	4,410	資本金	18,864
繰延税金資産	2,554	資本剰余金	16,253
その他	455	利益剰余金	12,905
貸倒引当金	△44	自己株式	△7
繰延資産	**20**	**その他の包括利益累計額**	**568**
		その他有価証券評価差額金	799
		為替換算調整勘定	31
		退職給付に係る調整累計額	△262
		非支配株主持分	**35**
		純資産合計	**48,620**
資産合計	**122,029**	**負債純資産合計**	**122,029**

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**90,104**
売上原価		**76,235**
売上総利益		**13,869**
販売費及び一般管理費		**11,516**
営業利益		**2,352**
営業外収益		
受取利息	75	
受取配当金	138	
為替差益	453	
持分法による投資利益	306	
その他	78	1,052
営業外費用		
支払利息	277	
その他	50	328
経常利益		**3,077**
特別利益		
受取保険金	146	
関係会社清算益	64	
投資有価証券売却益	6	
固定資産売却益	13	230
特別損失		
固定資産除却損	470	
減損損失	337	
固定資産撤去費用引当金繰入額	320	
環境対策引当金繰入額	156	
事業構造改革費用	164	
その他	139	1,589
税金等調整前当期純利益		**1,718**
法人税、住民税及び事業税	390	
法人税等調整額	71	461
当期純利益		**1,256**
非支配株主に帰属する当期純損失		**11**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,268**

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	18,864	16,253	11,929	△7	47,039	745	△70	△306	368	47	47,455
会計方針の変更による累積的影響額			△24		△24						△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,864	16,253	11,904	△7	47,014	745	△70	△306	368	47	47,431
当連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当（△）			△267		△267				—		△267
親会社株主に帰属する当期純利益			1,268		1,268				—		1,268
自己株式の取得（△）				△0	△0				—		△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					—	54	101	43	199	△11	188
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,001	△0	1,001	54	101	43	199	△11	1,189
2022年3月31日残高	18,864	16,253	12,905	△7	48,015	799	31	△262	568	35	48,620

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

41

計　算　書　類

貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**51,849**	**流動負債**	**45,724**
現金及び預金	14,465	支払手形	513
電子記録債権	146	買掛金	6,949
売掛金	21,304	電子記録債務	3,463
商品及び製品	7,462	短期借入金	21,891
仕掛品	438	1年内返済予定の長期借入金	6,428
原材料及び貯蔵品	4,313	リース債務	13
前払費用	191	未払金	607
短期貸付金	3,228	未払法人税等	430
未収入金	265	未払消費税等	324
その他の流動資産	37	未払費用	3,227
貸倒引当金	△2	賞与引当金	343
固定資産	**60,586**	設備関係支払手形	497
（有形固定資産）	**(48,637)**	設備関係電子記録債務	930
建物	11,782	その他の流動負債	103
構築物	2,899	**固定負債**	**25,101**
機械及び装置	25,600	長期借入金	20,382
車両及び運搬具	0	リース債務	33
工具・器具・備品	429	退職給付引当金	4,043
土地	7,208	固定資産撤去費用引当金	320
リース資産	43	環境対策引当金	155
建設仮勘定	672	関係会社事業損失引当金	47
（無形固定資産）	**(194)**	資産除去債務	115
ソフトウェア	186	長期預り金	2
その他の無形固定資産	7	**負債合計**	**70,826**
（投資その他の資産）	**(11,754)**	（純資産の部）	
投資有価証券	3,814	**株主資本**	**40,985**
関係会社株式	1,410	**（資本金）**	**(18,864)**
長期貸付金	10	**（資本剰余金）**	**(15,971)**
関係会社長期貸付金	4,410	資本準備金	15,971
長期前払費用	177	**（利益剰余金）**	**(6,157)**
繰延税金資産	1,764	利益準備金	1,254
その他の投資	207	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△40	特別償却準備金	99
		固定資産圧縮積立金	61
		別途積立金	12,300
		繰越利益剰余金	△7,557
		（自己株式）	**(△7)**
		評価・換算差額等	**623**
		その他有価証券評価差額金	623
		純資産合計	**41,609**
資産合計	**112,435**	**負債純資産合計**	**112,435**

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

42

損益計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**84,532**
売上原価		**71,748**
売上総利益		**12,784**
販売費及び一般管理費		**10,841**
営業利益		**1,942**
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	134	
その他	608	824
営業外費用		
支払利息	264	
その他	49	313
経常利益		**2,452**
特別利益		
受取保険金	146	
投資有価証券売却益	4	
その他	2	154
特別損失		
固定資産除却損	468	
減損損失	337	
固定資産撤去費用引当金繰入額	320	
環境対策引当金繰入額	155	
その他	139	1,422
税引前当期純利益		**1,184**
法人税、住民税及び事業税	274	
法人税等調整額	56	330
当期純利益		**854**

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

43

株主資本等変動計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2021年４月１日残高	18,864	15,971	15,971	1,254	4,340	5,594
会計方針の変更による累積的影響額					△24	△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,864	15,971	15,971	1,254	4,316	5,570
当期中の変動額						
特別償却準備金の取崩（△）			—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩（△）			—		—	—
剰余金の配当（△）			—		△267	△267
当期純利益			—		854	854
自己株式の取得（△）			—		—	—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			—		—	—
当期中の変動額合計	—	—	—	—	587	587
2022年３月31日残高	18,864	15,971	15,971	1,254	4,903	6,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日残高	△7	40,423	494	494	40,918
会計方針の変更による累積的影響額		△24		—	△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	△7	40,399	494	494	40,893
当期中の変動額					
特別償却準備金の取崩（△）		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩（△）		—		—	—
剰余金の配当（△）		△267		—	△267
当期純利益		854		—	854
自己株式の取得（△）	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）		—	129	129	129
当期中の変動額合計	△0	586	129	129	716
2022年３月31日残高	△7	40,985	623	623	41,609

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

44

（その他利益剰余金の内訳）　　（単位：百万円）

	その他利益剰余金				
	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
2021年４月１日残高	198	62	12,300	△8,219	4,340
会計方針の変更による累積的影響額				△24	△24
会計方針の変更を反映した当期首残高	198	62	12,300	△8,244	4,316
当期中の変動額					
特別償却準備金の取崩（△）	△99			99	—
固定資産圧縮積立金の取崩（△）		△0		0	—
剰余金の配当（△）				△267	△267
当期純利益				854	854
自己株式の取得（△）					—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					—
当期中の変動額合計	△99	△0	—	687	587
2022年３月31日残高	99	61	12,300	△7,557	4,903

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

45

監　査　報　告　書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

中越パルプ工業株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　向山　典佐
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小川　聡

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中越パルプ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

46

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

中越パルプ工業株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　向山　典佐
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小川　聡

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容
監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会など月次に行われる重要な会議に、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、テレビ会議システムも利用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、子会社の本社及び事業所を訪問し、質問等を行いました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを往査立ち合い等により確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月13日

中越パルプ工業株式会社
監査等委員会

常任監査等委員（常勤）小 林　敬 ㊞
監査等委員　杉島　光一 ㊞
監査等委員　山口　敏彦 ㊞

（注） 監査等委員杉島光一と監査等委員山口敏彦は会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

51

第106期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
およびその運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

中越パルプ工業株式会社

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

１．当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役社長は、取締役および使用人の職務の適法性を確保するため、行動指針として「経営理念」および「中越パルプ工業グループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。

② 内部監査室は、当社グループ全体の運営状況について、監査する権限を持ち、独立した立場で客観的にリスク評価と業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。

③ 社内および社外に「内部通報窓口」を設置するとともに、「目安箱」を設置するなど、法令遵守はもとより、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整える。

④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として屈しない態度を貫くことを宣言し、平素から警察等の外部専門機関と連携を取りながら毅然とした対応を行う。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る文書ならびに情報等については、文書管理規程に従い書面または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。

② 取締役は、取締役の職務の執行に係る文書ならびに情報等について、必要に応じて閲覧することができる。

③ 情報管理の複雑化に対応するセキュリティー管理体制の構築を図るため、情報システムに関する規程を定め運用・管理する。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上起こりうるあらゆるリスクの監視、発見にあたる。

② あらゆるリスクを未然に防ぐ態勢を強化するとともに、リスク発生時に迅速かつ適切な対応ができる管理体制の確立を図る。

③ 監査等委員会は、必要に応じ会計監査人または他の取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査等委員会において必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

ⅰ　会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実

ⅱ　取締役の職務遂行に関する不正行為

ⅲ　取締役の法令、定款に違反する重大な事実

4．当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために独立社外取締役を２名以上置き、幅ひろい見識と先見力で経営の監視を受ける。

② 重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。日常の職務遂行については、業務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行う。

③ 取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、その結果を定期的に検証し、評価・改善を行い、業務の効率化を実現する。

5．当社および子会社からなる企業集団におけるその他業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

① 経営管理担当取締役は、グループ事業に関する統括部門の責任者として、グループ企業の独立性を尊重しながら、常に業務プロセスに関する法令遵守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行う。

② 当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれの業務執行にあたり、適正を確保するための体制を確立する権限と責任を有している。

③ 監査等委員会は、独自にまたは会計監査人と連携して当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について監査を行い、その結果を監査等委員会で検証し、必要に応じて改善等の指導を行う。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。

② 監査等委員会は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査等委員会運営に関する事務など監査等委員会を補助する業務については、監査等委員会規程において定める担当部門がこれに当たるため、現在専属の使用人は配置していない。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、職務の執行状況等について随時報告を行い、監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し随時その職務に関する報告を求める。

② 監査等委員会は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。

③ 財務諸表の適正性については、ＩＴを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を確保している。

8．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

① 監査等委員会は、必要に応じて当社と子会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行うことができる。

② 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の遵守および業務執行、経営の透明性の確保、適時開示、諸リスクに対する内部統制、資産の保全管理、子会社への指導、連結経営などの状況把握のため重要会議に出席している。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との懇談、当社と子会社各部門への聴取と意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い、および監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。
④ 当社は、監査等委員会への報告を行った者が、これを理由に不利益な扱いを受けることのないよう内部通報規程により保護しており、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底する。

(運用状況の概要)

当社グループは、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、行動規範、規則等を定め、当社および子会社の全役職員に周知徹底を図ることで、当社における最適なガバナンスの実現に向けて取り組んでおります。

当期の運用状況につきましては、内部統制委員会を年２回開催して、内部監査や内部通報の状況、コンプライアンスに関する職場ミーティングの実施状況などについて確認を行いました。

この結果、当社グループの経営に重大な影響をおよぼす事項、内部通報規程に定める是正対象事項や法令・定款に違反する行為等は認められなかったことから、内部統制システムは適正に運用されていると判断しております。

注 記 表（連結）

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……８社

主要な連結子会社の名称

……㈱文運堂、三善製紙㈱

主要な非連結子会社の名称

……中越パルプ木材㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社３社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数……６社

会社等の名称

……中越パッケージ㈱、中部紙工㈱、王子製袋㈱、王子包装（上海）有限公司、
Japan Paper Technology（Viet Nam）Co.,Ltd.、
Japan Paper Technology Dong Nai（VN）Co.,Ltd.

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社等の名称

……OCMファイバートレーディング㈱

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却は以下の方法を採用しております。

当社

本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）……定率法を採用しております。

川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課……定額法を採用しております。

連結子会社……主として定率法

（但し、当社の本社及び連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　７～50年

機械装置及び運搬具　　４～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③固定資産撤去費用引当金

今後実施予定の固定資産撤去工事に備えるため、撤去費用見積額を計上しております。

④環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

⑥事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

・のれんは、５年間で均等償却しております。

③収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(紙・パルプ製造事業)

紙・パルプ製造事業においては、主に紙・パルプの製造及び販売を行っております。当該商品及び製品の販売について、原則として、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

但し、国内取引については、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は、販売奨励金等の取引先に支払う対価の会計処理となります。従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売奨励金等の一部を、売上高から控除する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,903百万円減少し、売上原価は38百万円増加し、販売費及び一般管理費は3,948百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は24百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「環境対策引当金」(前連結会計年度2百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

①固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

川内ナノフォレスト製造設備グループ(帳簿価額合計1,071百万円)に関して、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。その結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下や土地・建物等の時価下落等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

川内ナノフォレスト製造設備グループに関しては、セルロース・ナノファイバーについては製品化の途上にあり、収益に貢献できている状況ではなく、今後も一定の投資が必要と見込まれており、当該資産グループに減損の兆候があると判断しています。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当期の実績及び翌年度計画等を基礎としており、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難と考えておりますが、当期における業績への影響を踏まえ、2022年度以降も一定程度影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

安定した営業収益の計上、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

②繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
   繰延税金資産　2,554百万円
2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
   繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。新型コロナウイルス感染症による影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えておりますが、2022年度以降も一定程度影響が継続すると仮定しております。また、円安の影響、原燃料価格の高騰及び物流費の上昇もありますが、製品価格改定に取り組んでおり、一定程度の製品価格改定を織り込んだ将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	320百万円
電子記録債権	689
売掛金	21,710

2. 担保に供している資産

		左記に対応する債務	
建物及び構築物	4,908百万円	短期借入金	2,600百万円
機械装置及び運搬具	1,410	長期借入金	2,833
土　　地	2,113	支払手形及び買掛金	9
合　計	8,433	合　計	5,443

3. 有形固定資産の減価償却累計額　253,093百万円

4. 保証債務

昭和木材有限会社	60百万円
従業員（住宅融資）	23
合　計	84

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高　1百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　90,104百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
富山県高岡市	遊休資産	建物及び構築物	4百万円
		機械装置及び運搬具	333
		計	337

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、一部設備の停止を決定したことによる将来使用価値の変化や、稼働休止資産を遊休資産と判断したこと等により、別のグルーピングとし、当該資産グループに係る当社で保有している資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式総数	普通株式	13,354,688株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2021年11月11日	普通株式	267百万円	20円00銭	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2022年6月24日	普通株式	267百万円	利益剰余金	20円00銭	2022年3月31日	2022年6月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,639円20銭
2. 1株当たり当期純利益	95円02銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2) を参照してください。）また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,422	3,422	—
(2) 関係会社長期貸付金	4,410	4,446	36
(3) 長期借入金	(20,442)	(20,384)	△58

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

（注1）有価証券に関する事項

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は11百万円であり、売却益の合計額は6百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	1,954	2,855	900
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	604	567	△37
合　　計	2,559	3,422	862

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,834

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
受取手形	320	—	—	—
電子記録債権	689	—	—	—
売掛金	21,710	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	2,520	1,890	—

（注4）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	6,428	19,866	576	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	3,422	―	―	3,422
資　産　計	3,422	―	―	3,422

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期貸付金	―	4,446	―	4,446
資　産　計	―	4,446	―	4,446
長期借入金	―	20,384	―	20,384
負　債　計	―	20,384	―	20,384

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	紙・パルプ製造事業	発電事業	計		
紙	68,211	―	68,211	―	68,211
パルプ	7,218	―	7,218	―	7,218
発電事業	―	6,450	6,450	―	6,450
その他	―	―	―	8,224	8,224
顧客との契約から生じる収益	75,429	6,450	81,880	8,224	90,104
外部顧客への売上高	75,429	6,450	81,880	8,224	90,104

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ナノフォレスト事業、紙加工品製造事業、運送事業、設備設計施工・修理事業、原材料事業、紙断裁選別包装事業、中越エコプロダクツ事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表　会計方針に関する事項　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債(期首残高)	1百万円
契約負債(期末残高)	1百万円

契約負債は、主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

注 記 表（個別）

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有　価　証　券……①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

棚　卸　資　産……　商品・製品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
半製品・仕掛品・原材料・貯蔵品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産……　本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）…定率法を採用しております。
（リース資産を除く）　川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課…定額法を採用しております。
（但し、本社は、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　10～50年　機械及び装置　４～17年

無　形　固　定　資　産……　定額法を採用しております。
（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

長　期　前　払　費　用……　定額法を採用しております。

リ　ー　ス　資　産……　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

固定資産撤去費用引当金…… 今後実施予定の固定資産撤去工事に備えるため、撤去費用見積額を計上しております。

環境対策引当金…… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

関係会社事業損失引当金…… 関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(紙・パルプ製造事業)

紙・パルプ製造事業においては、主に紙・パルプの製造及び販売を行っております。当該商品及び製品の販売について、原則として、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

但し、国内取引については、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は、販売奨励金等の取引先に支払う対価の会計処理となります。従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売奨励金等の一部を、売上高から控除する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は3,903百万円減少し、売上原価は38百万円増加し、販売費及び一般管理費は3,948百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は24百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

①固定資産の減損損失の認識の要否

1.　当事業年度の計算書類に計上した金額

川内ナノフォレスト製造設備グループ(帳簿価額合計1,071百万円)に関して、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。その結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

②繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産　1,764百万円
2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

電子記録債権	146百万円
売掛金	21,304

2. 担保に供している資産

		左記に対応する債務	
建　　物	4,472百万円	短期借入金	2,600百万円
構 築 物	436		
機械及び装置	1,410	長期借入金 (１年以内返済分を含む)	2,833
土　　地	2,086		
合　計	8,405	合　計	5,433

3. 有形固定資産の減価償却累計額　244,292百万円

4. 保証債務

中越エコプロダクツ株式会社	1,782百万円
昭和木材有限会社	60
従業員(住宅融資)	23
合　計	1,866

5. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	5,280百万円
短期金銭債務	9,265

(損益計算書に関する注記)

1.	関係会社との営業取引	売上高	5,354百万円
		仕入高	40,671
2.	関係会社との営業取引以外の取引高		170

3. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　84,532百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末の自己株式の種類及び株式数	普通株式	4,314株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,238百万円
投資有価証券評価損	280
減損損失	1,057
ゴルフ会員権評価損	25
資産除去債務	35
賞与引当金	105
繰越欠損金	856
その他	458
繰延税金資産小計	4,056
評価性引当額	△2,030
繰延税金資産合計	2,026
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△190百万円
特別償却準備金	△43
固定資産圧縮積立金	△27
繰延税金負債合計	△261
繰延税金資産の純額	1,764

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 文運堂	(所有) 直接100%	紙の販売	同左 (注1)	3,702百万円	売掛金	1,349百万円
子会社	三善製紙 株式会社	(所有) 直接100%	資金の貸付	CMSによる資金の貸付(純額) 受取利息 (注2, 注4)	259百万円 5百万円	短期貸付金	1,149百万円
子会社	中越ロジスティクス 株式会社	(所有) 直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息 (注2)	△137百万円 1百万円	短期借入金	1,240百万円
子会社	中越物産 株式会社	(所有) 直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息 (注2)	143百万円 1百万円	短期借入金	1,578百万円
子会社	中越エコプロダクツ 株式会社	(所有) 直接51%	債務保証	同左 (注3)	1,782百万円	―	―百万円
関連会社	O&Cペーパーバッグ ホールディングス 株式会社	(所有) 直接45%	資金の貸付	資金の貸付(純額) 受取利息 (注4)	△170百万円 8百万円	短期貸付金	1,346百万円

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	O&Cアイボリーボード株式会社	(所有) 直接50%	資金の貸付	資金の貸付（純額） 受取利息 (注4)	△630百万円 66百万円	短期貸付金 関係会社長期貸付金	630百万円 4,410百万円
関連会社	OCMファイバートレーディング株式会社	(所有) 直接16%	輸入チップの購買	同左 (注5)	17,507百万円	買掛金	2,092百万円

(注1) 紙の販売については、市場価格を勘案し、決定しております。

(注2) 取引条件は、中越パルプ工業株式会社グループのCMSに参加する企業相互間で余剰資金を融通するため、当社と参加会社である三善製紙株式会社、中越ロジスティクス株式会社及び中越物産株式会社との間で締結されたCMS基本契約書によります。

(注3) 債務保証については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

(注4) 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保は受入れておりません。

(注5) 輸入チップの購買については、売買基本契約書等に基づき一般の取引条件を参考に決定しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,116円72銭
2. 1株当たり当期純利益 63円98銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。